

(第1回)契約変更の内容

契約変更年月日	令和8年7月29日
契約業者名	九州総合建設株式会社
契約業者の住所	北九州市若松区浜町一丁目6番18号
工事の名称	令和7年度新門司沖土砂処分場(Ⅱ期)上部・消波工事
工事場所	福岡県京都郡苅田町空港南町地先
工事種別	港湾土木工事
工事概要(変更した内容について記述する)	下記「変更理由」のとおり
履行期間(自)	令和7年12月5日
履行期間(至)	令和8年7月31日
変更前の契約金額	151,349,000 円(税込み)
変更金額	29,535,000 円(税込み)
変更後の契約金額	180,884,000 円(税込み)
変更理由	1. コンクリートミキサー船の材料積出場所について、別件工事のケーソン積出箇所と重複しており、ケーソン積出後に本工事の材料の搬入、上部工を行う場合、工期に遅れが生じるため、材料積出場所を変更した。 2. 消波ブロック据付個数について、配置を照査した結果、個数に変更が生じた。 3. 起重機船のえい航について、特記仕様書8-2-3に基づき施工条件確認請求があり協議を行った。 4. 消波工はICTブロック据付工を行うこととした。 これに伴い、ICT機器の設置・撤去等に伴う作業船の拘束費を計上する必要があるが生じた。 5. コンクリートミキサー船拘束費について、上部・消波工事4件で同時使用かつ別件護岸築造工事との同時施工となることから、港湾請負工事積算基準3-6-1に基づき基準適用外となるため、変更が生じた。 6. 九州地方整備局特記仕様書共通編8-1-29に基づき見積書の提出があり、快適トイレの設置期間及び費用が確定した。